

RE: [WEB CAS formulator] 登録データ送信 [(5270) 公益通報受付]0709-006

1 件のメッセージ

公益通報 (外部) (kouekitu) <kouekitu@mhlw.go.jp>
To: "shukku9998@gmail.com" <shukku9998@gmail.com>

2025年7月11日 18:21

通報者 様

厚生労働省行政相談室です。

公益通報とは、違反行為が行われている事業所で働いている労働者等の方が、
違反行為に対する処分等権限のある行政機関に通報者が通報する制度となっております。

通報していただいた内容について、

- ・不当解雇に関する通報ということであれば、
事業所を管轄する労働基準監督署まで、ご相談するようお願いいたします。

<労働基準監督署>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

なお、

- ・会社の内部通報窓口に通報したことにより不利益取扱いを受けたということであれば、
法律を所管する消費者庁まで、ご相談するようお願いいたします。

<消費者庁 公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact

ご連絡は以上となります。

よろしくお願いいたします。

-----Original Message-----

From: webq-admin@mhlw.go.jp <webq-admin@mhlw.go.jp>

Sent: Wednesday, July 9, 2025 7:51 PM

To: 公益通報 (外部) (kouekitu) <kouekitu@mhlw.go.jp>

Subject: [WEB CAS formulator] 登録データ送信 [(5270) 公益通報受付]0709-006

――| 登録データ送信 |――

フォームID: 5270 フォーム名: 公益通報受付

＊等幅フォントでご覧になることをお奨めします。

登録日時 : 2025/07/09 19:50:41

IPアドレス : 172.16.11.73

ブラウザ情報 : Mozilla/5.0 (Windows NT 10.0; Win64; x64) AppleWebKit/537.36 (KHTML, like Gecko) Chrome/138.0.0.0
Safari/537.36

リンク元 :

=====

▼通報したい会社名又は機関名等

前田建設工業株式会社 インフロニア・ホールディングス株式会社

▼あなたと通報したい会社等との関係

通報したい会社等に使用される労働者であったが、1年以内に辞めた元労働者

▼法令違反又は法令違反の恐れがある行為の概要

【再通報】

本件は、前田建設工業株式会社および親会社インフロニア・ホールディングス株式会社において、公益通報者に対する制度的報復および通報制度の黙殺が継続しているにもかかわらず、両社ともに調査・是正義務を果たしていないという構造的制度違反に関する通報です。民事訴訟や労働裁判では対処できない性質のため、厚生労働省本省による制度的対応が不可欠です。

本通報は、2025年7月8日に厚労省宛に実施した公益通報（Subject: [WEB CAS formulator] 登録データ送信 [(5270) 公益通報受付]0708-006）に続くものであり、2025年7月9日に届いた厚労省からの回答により、制度的判断と評価の必要性が一層高まったため再通報として位置づけられます。

■ 本件の主な論点：

通報制度の形骸化・黙殺：

2025年3月16日：親会社（インフロニアHD）へ初回通報（粉飾・労災隠蔽等）

2025年4月13日：構造別に7通の通報（制度不備、監査不履行、通報無視、制度再構築費用など）

2025年4月16日：「金銭目的で通報する場ではない」とする対応拒否文書が送付され、制度的対応が一蹴される。

尚、一連の通報内容に和解金、示談金等の金銭要求は含まれていない。

全通報において企業側からの実質的対応はなく、制度運用の放棄が明白。

公益通報を理由とする解雇：

2025年4月25日付「解雇理由通知書」にて、「複数の行政機関への通報が名誉及び信用を毀損した」と明記されており、公益通報が解雇理由として正式に記録されています。

消費者庁の是正通知の無視：

2025年5月29日：消費者庁より「通報制度の整備および実効的運用を求める」是正通知が発出されたが、企業側は無反応。

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室 公益通報担当より：

「通報いただいた被通報対象者である事業者に対し、公益通報者保護法に基づく内部公益通報対応体制等の整備状況を確認するとともに、当該事業者に対し、同法及び同法に基づく指針を遵守し内部公益通報対応体制等の実効的運用について対応をとるよう求めました。」

■ 厚労省の初回対応（2025/07/09）について：

厚労省は、2025年7月9日に以下の形式的な回答を返答しました。

「公益通報者保護法違反については厚生労働省では対応いたしかねます。法律を所管する消費者庁までご相談ください。」

この回答に対して、以下の反論を正式に提示します。

【反論文：公益通報対応の責任所在について】

消費者庁は公益通報者保護法の「体制整備確認」を所管していますが、違反行為や報復（解雇）に対する実体調査・是正・救済の責任は、厚生労働省をはじめとする各所管官庁にあります。

とくに、以下の3点は明確に厚労省の管轄事項です：

公益通報を理由とした解雇（就業規則第61条による懲戒）

通報制度の黙殺と制度不備

労働契約・労働者保護の領域に関する行政評価

したがって、「制度的に厚労省が動かなければ誰も動かない」という構造の中で、本件の対応責任を放棄することは制度崩壊の容認と見なされます。

加えて、2025年7月7日に消費者庁から「公益通報を理由とした解雇は厚労省の所管」との公式見解が示されており、本件を消費者庁に移送することは無責任なたらい回しに該当します。

■ OECD理事会勧告との整合性：

OECD「公益通報者保護に関する勧告」第II部 パラグラフ20：

（通報によって報復を受けた公益通報者に対しては、補償および救済手段を確保すべき）

本件は、私が通報を理由に解雇されたにもかかわらず、厚労省が補償・救済対応を拒否している状態であり、国際的な是正義務にも反しています。

■ 宣言（通報者の立場より）：

この通報は、単なる不満表明や個別事例の解決を求めるものではなく、制度全体の実効性と信頼性の評価を求めたものです。

厚労省には「制度を救う」か「制度を壊したと記録されるか」という二択が課せられており、

ここまで読んだ上で「対応しない」ことを選んだならば、それは「制度破壊を知らながら放置した」という責任が個別職員

レベルで記録に残ることになります。
短期保身を貫いて制度崩壊を認めるか、
それとも長期の信用と制度の価値を守って対応するか。
私は、この行動履歴をOECD本部、日本NCP、報道機関等に提出する予定です。
なお、本通報は公益通報者保護法第3条および第11条に基づき、民事的手段では達成不可能な制度的是正を求めるものです。

=====